

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合規則第17号

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例施行規則の一部
を改正する規則

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例施行規則（平成27年規則第11号）の一部を次のように改正する。

第20条中「及び条例第46条第4項の規定による諮問をした旨の通知」を削る。

第21条の見出しを「(第三者からの審査請求を棄却する場合等の通知)」に改め、同条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第22条及び第23条を削る。

第24条第1項中「第30号様式」を「第26号様式」に改め、同条を第22条とする。

第25条中「第57条第2項」を「第53条第5項及び第57条第2項」に改め、同条を第23条とする。

第26条を第24条とする。

第27条中「ついて」を「関し」に改め、同条を第25条とする。

第1号様式から第26号様式までを次のように改める。

第1号様式（第5条関係）

公表理由等通知書

第 年 月 日

様

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合管理者



大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例 の規定による公表を予定しているため、同条例 の規定により、次のとおりその理由を通知します。
また、意見陳述の機会を設けますので、次のとおり意見陳述書を提出してください。

公表の理由	
意見陳述書の提出先	(電話番号)
意見陳述書の提出期限	年 月 日 ()

- 注1 意見陳述を行うときは、証拠書類又は証拠物を提出することができます。
- 2 やむを得ない理由があるときは、意見陳述書の提出に代えて口頭による意見陳述を行うことができます。
- 3 代理人を選任したときは、意見陳述書の提出期限（口頭による意見陳述を行うときは、意見陳述の時）までに、委任状等代理人の資格を証する書面を提出してください。
- 4 意見陳述を行うために来庁した際には、この通知書を提示してください。

第2号様式(第6条関係)

開示請求書

年 月 日

(提出先)実施機関

請求者 (本人)
 住所又は居所
 ふりがな
 氏名
 (法定代理人)
 住所又は居所
 (法人にあっては、主たる事務所)
 の所在地
 ふりがな
 氏名
 (法人にあっては、その名称及び)
 代表者の氏名
 (電話番号)
 ()

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例第15条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するに足りる事項	
開示の実施方法の区分	<p>1 文書又は図画の場合 閲覧 写しの交付 両面印刷を希望 片面印刷を希望</p> <p>2 電磁的記録の場合 ア 閲覧に準ずる方法 用紙に出力したものの閲覧 専用機器により再生したものの聴取又は視聴 イ 写しの交付に準ずる方法 用紙に出力したものの写しの交付 フロッピーディスクに複写したものの交付 光ディスクに複写したものの交付 録音テープに複写したものの交付 ビデオテープに複写したものの交付</p> <p>3 実施場所等の希望 本庁舎会議室での開示 郵送</p>
本人等確認欄	<p>1 運転免許証 2 旅券 3 健康保険の被保険者証 4 その他 () 5 法定代理人 ()</p>
担 当	(電話番号)

- 注1 請求者が法定代理人であるときは、本人の住所又は居所及び氏名も記入してください。
 2 開示の実施方法の区分欄の該当する にしを付けてください。
 3 欄については、記入しないでください。
 4 開示請求の際には、本人又は法定代理人であることを証明する書類(運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証等)を提示し、又は提出してください。
 5 電磁的記録については、用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付に限らせていただく場合があります。

第3号様式（第8条関係）

開 示 決 定 通 知 書

第 年 月 日 号

様

実施機関名



年 月 日付けの保有個人情報の開示請求について、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例第21条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の全部を開示することを決定したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報	
開示の日時	
開示の場所	
開示の実施方法	
担 当	(電話番号)
備 考	

注1

2 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を受付へ提示してください。

備考 注1の部分にこの通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載する。

第4号様式（第8条関係）

部 分 開 示 決 定 通 知 書

第 年 月 日 号

様

実施機関名



年 月 日付けの保有個人情報の開示請求について、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例第21条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の一部を開示することを決定したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報	
開 示 の 日 時	
開 示 の 場 所	
開示の実施方法	
開示しないこととした部分	
上記の部分を開示しない理由	大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例第17条第 号に該当（説明）
担 当	（電話番号）
備 考	

注1

2 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を受付へ提示してください。

備考 注1の部分にこの通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載する。

第5号様式（第8条関係）

非 開 示 決 定 通 知 書

第 年 月 日

様

実施機関名



年 月 日付けの保有個人情報の開示請求について、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例第21条第2項の規定により、次のとおり保有個人情報の全部を開示しないことを決定したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報	
開示しない理由	大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例第17条第 号に該当（説明）
担 当	（電話番号）
備 考	

注

備考 注の部分にこの通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載する。

第6号様式（第8条関係）

開示請求拒否決定通知書

第 年 月 日 号

様

実施機関名



年 月 日付けの保有個人情報の開示請求について、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例第21条第2項の規定により、次のとおり当該開示請求を拒否することを決定したので通知します。

開示請求書に記載された保有個人情報を特定するに足る事項	
開示請求を拒否する理由	
担 当	(電話番号)
備 考	

注

備考 注の部分にこの通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載する。

第7号様式（第8条関係）

不存在による非開示決定通知書

第 年 月 日 号

様

実施機関名



年 月 日付けの保有個人情報の開示請求について、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例第21条第2項の規定により、次のとおり保有個人情報を保有していないため、開示しないことを決定したので通知します。

開示請求書に記載された保有個人情報を特定するに足りる事項	
開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	
担 当	(電話番号)
備 考	

注

備考 注の部分にこの通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載する。

第 8 号様式（第 9 条関係）

決 定 期 間 延 長 通 知 書

第 年 月 日 号

様

実施機関名



年 月 日付け保有個人情報の
環境施設組個人情報保護条例
延長したので通知します。

請求について、大阪市・八尾市・松原市
の規定により、次のとおり決定する期間を

請求に係 る保有個人情報	
条例第 条第 項 の規定による決定 期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
延長後の決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
延 長 の 理 由	
担 当	(電話番号)

第 9 号様式（第10条関係）

開示決定等の期限の特例通知書

第 年 月 日

様

実施機関名



年 月 日付けの保有個人情報の開示請求について、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例第23条の規定を適用することとしたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報	
条例第 22 条第 1 項の規定による決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
条例第 23 条の規定を適用する理由	
開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき開示決定等をする期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
上記の期間内に開示決定等をする部分	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日
担 当	(電話番号)

第10号様式（第11条関係）

意見書提出の機会付与通知書

第 年 月 日

様

実施機関名



あなた（貴団体）に関する情報が含まれている保有個人情報について、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例第15条の規定による開示請求がありました。

この開示請求に係る保有個人情報の開示決定等について御意見があれば、別紙「開示決定等に対する意見書」により、 年 月 日までに回答してください。

開示請求があった年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報	
上記の保有個人情報に含まれるあなた（貴団体）に関する情報	
上記の情報が条例第17条第2号から第4号までのただし書に該当する理由又は上記の情報を条例第19条の規定により開示する理由	
担当及び意見書の提出先	（電話番号）

別紙

開示決定等に対する意見書

年 月 日

(提出先) 実 施 機 関

住所又は居所

(法人その他の団体にあつては、
事務所又は事業所の所在地)

氏名及び連絡先

(法人その他の団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名並
びに担当者の氏名及び連絡先)

電話番号()

年 月 日付け 第 号により通知のあった件について、次のとおり
回答します。

保有個人情報の 内容	
保有個人情報の 開示についての 反対の意思の有 無	開示に反対 開示に同意
保有個人情報の 開示についての 意見	

注 各欄に必要な事項を記入し、又は該当する にレを付けてください。

第 11 号様式（第 11 条関係）

第三者に関する情報の開示決定通知書

第 年 月 日 号

様

実施機関名



あなた（貴団体）に関する情報が含まれている保有個人情報の開示請求について、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例第21条第1項の規定により、次のとおり開示することを決定したので、同条例第24条第3項の規定により、通知します。

開示決定通知書等の文書番号等	年 月 日 第 号
開示する保有個人情報	
開示する保有個人情報に含まれるあなた（貴団体）に関する情報	
開示決定をした理由	
開示を実施する年月日	
担 当	（電話番号）
備 考	

注

備考 注の部分にこの通知書に記載した開示決定に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載する。

第12号様式（第14条関係）

訂 正 請 求 書

年 月 日

（提出先）実 施 機 関

請求者 （本人）
 住所又は居所
 ふりがな
 氏 名
 （法定代理人）
 住所又は居所
 [法人にあっては、主たる事務所]
 の所在地
 ふりがな
 氏 名
 [法人にあっては、その名称及び]
 代表者の氏名
 （電話番号）
 （ ）

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例第26条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するに足りる事項	
訂正請求の趣旨	訂正を求める箇所 () 訂正を求める内容 ()
訂正請求の理由	
本人等確認欄	1 運転免許証 2 旅券 3 健康保険の被保険者証 4 その他() 5 法定代理人()
担 当	(電話番号)

- 注 1 請求者が法定代理人であるときは、本人の住所又は居所及び氏名も記入してください。
 2 欄については、記入しないでください。
 3 訂正請求の際には、本人又は法定代理人であることを証明する書類(運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証等)を提示し、又は提出してください。
 4 訂正請求をするときは、当該請求の内容が事実と合致することを証明する資料を提出してください。

第13号様式（第15条関係）

訂 正 決 定 通 知 書

第 年 月 号 日

様

実施機関名

印

年 月 日付けの保有個人情報の訂正請求について、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例第30条第1項の規定により、次のとおり訂正を行うことを決定したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報	
訂 正 の 内 容	
担 当	(電話番号)
備 考	

第14号様式（第15条関係）

訂 正 不 承 認 通 知 書

第 年 月 日
年 月 日

様

実施機関名

印

年 月 日付けの保有個人情報の訂正請求について、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例第30条第2項の規定により、次のとおり訂正を行わないことを決定したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報	
訂正を行わない理由	
担 当	(電話番号)
備 考	

注

備考 注の部分にこの通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載する。

第15号様式（第15条関係）

訂正請求拒否決定通知書

第 年 月 日 号

様

実施機関名



年 月 日付けの保有個人情報の訂正請求について、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例第30条第2項の規定により、次のとおり当該訂正請求を拒否することを決定したので通知します。

訂正請求書に記載された保有個人情報を特定するに足る事項	
訂正請求を拒否する理由	
担 当	(電話番号)
備 考	

注

備考 注の部分にこの通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載する。

第16号様式（第15条関係）

不存在による訂正不承認通知書

第 年 月 日 号

様

実施機関名



年 月 日付けの保有個人情報の訂正請求について、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例第30条第2項の規定により、次のとおり保有個人情報を保有していないため、訂正を行わないことを決定したので通知します。

訂正請求書に記載された保有個人情報を特定するに足る事項	
訂正請求に係る保有個人情報を保有していない理由	
担 当	(電話番号)
備 考	

注

備考 注の部分にこの通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載する。

第17号様式（第16条関係）

訂正決定等の期限の特例通知書

第 年 月 号
年 月 日

様

実施機関名

印

年 月 日付けの保有個人情報の訂正請求について、次のとおり大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例第32条の規定を適用することとしたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報	
条例第 31 条第 1 項の規定による決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
条例第 32 条の規定を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日
担 当	(電話番号)

第 18 号様式（第 17 条関係）

利 用 停 止 請 求 書

年 月 日

（提出先）実 施 機 関

請求者（本人）
 住所又は居所
 ふりがな
 氏 名
 （法定代理人）
 住所又は居所
 〔法人にあっては、主たる事務所〕
 の所在地
 ふりがな
 氏 名
 〔法人にあっては、その名称及び〕
 代表者の氏名
 （電話番号）
 （ ）

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例第34条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するに足りる事項	
利用停止請求の趣旨	利用停止を求める箇所 () 求める措置の内容 (利用の停止 消去 提供の停止)
利用停止請求の理由	
本人等確認欄	1 運転免許証 2 旅券 3 健康保険の被保険者証 4 その他() 5 法定代理人()
担 当	(電話番号)

- 注 1 請求者が法定代理人であるときは、本人の住所又は居所及び氏名も記入してください。
 2 利用停止請求の趣旨欄の該当する にレを付けてください。
 3 欄については、記入しないでください。
 4 利用停止請求の際には、本人又は法定代理人であることを証明する書類(運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証等)を提示し、又は提出ください。

第19号様式（第18条関係）

利 用 停 止 決 定 通 知 書

第 年 月 号 日

様

実施機関名



年 月 日付けの保有個人情報の利用停止請求について、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例第38条第1項の規定により、次のとおり利用停止を行うことを決定したので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報	
利用停止の内容	
担 当	(電話番号)
備 考	

第20号様式（第18条関係）

利用停止不承認通知書

第 年 月 日 号

様

実施機関名



年 月 日付けの保有個人情報の利用停止請求について、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例第38条第2項の規定により、次のとおり利用停止を行わないことを決定したので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報	
利用停止を行わない理由	
担 当	(電話番号)
備 考	

注

備考 注の部分にこの通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載する。

第21号様式（第18条関係）

利用停止請求拒否決定通知書

第 年 月 日 号

様

実施機関名



年 月 日付けの保有個人情報の利用停止請求について、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例第38条第2項の規定により、次のとおり当該利用停止請求を拒否することを決定したので通知します。

利用停止請求書に記載された保有個人情報を特定するに足りる事項	
利用停止請求を拒否する理由	
担 当	(電話番号)
備 考	

注

備考 注の部分にこの通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載する。

第22号様式（第18条関係）

不存在による利用停止不承認通知書

第 年 月 日 号

様

実施機関名



年 月 日付けの保有個人情報の利用停止請求について、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例第38条第2項の規定により、次のとおり保有個人情報を保有していないため、利用停止を行わないことを決定したので通知します。

利用停止請求書に記載された保有個人情報を特定するに足りる事項	
利用停止請求に係る保有個人情報を保有していない理由	
担 当	(電話番号)
備 考	

注

備考 注の部分にこの通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載する。

第23号様式（第19条関係）

利用停止決定等の期限の特例通知書

第 年 月 号
年 月 日

様

実施機関名



年 月 日付けの保有個人情報の利用停止請求について、次のとおり大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例第40条の規定を適用することとしたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報	
条例第39条第1項の規定による決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
条例第40条の規定を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日
担 当	(電話番号)

第24号様式（第20条関係）

審 査 会 諮 問 通 知 書

第 年 月 日 号

様

実施機関名



年 月 日付けの審査請求について、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例第 42 条の規定により、次のとおり大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護審査会に諮問したので、同条例第 43 条の規定により、通知します。

審査請求に係る保有個人情報又は保有個人情報を特定するに足る事項	
審査請求に係る開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等の内容	
審査請求に係る開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等の理由	
審 査 請 求 の 内 容	
諮問をした年月日	年 月 日
担 当	(電話番号)
備 考	

第25号様式（第21条関係）

審査請求人等に関する情報の開示実施日等通知書

第 年 月 号 日

様

実施機関名



あなた（貴団体）に関する情報が含まれている保有個人情報について、次のとおり開示することを決定したので、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例第44条において準用する同条例第24条第3項の規定により、通知します。

開示決定通知書等の文書番号等	年 月 日 第 号
開示する保有個人情報	
開示する保有個人情報に含まれるあなた（貴団体）に関する情報	
開示を実施する年月日	
担 当	(電話番号)
備 考	

注

備考 注の部分にこの通知書に記載した開示決定に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載する。

第27号から第30号様式までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第21条並びに第11号様式、第24号様式及び第25号様式の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた開示決定等（大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成28年条例第4号）による改正後の大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例（平成27年条例第9号。以下「改正後の条例」という。）第22条第1項に規定する開示決定等をいう。以下同じ。）訂正決定等（改正後の条例第31条第1項に規定する訂正決定等をいう。以下同じ。）若しくは利用停止決定等（改正後の条例第39条第1項に規定する利用停止決定等をいう。以下同じ。）又は施行日以後にされた開示請求（改正後の条例第15条第2項に規定する開示請求をいう。以下同じ。）訂正請求（改正後の条例第26条第2項に規定する訂正請求をいう。以下同じ。）若しくは利用停止請求（改正後の条例第34条第2項に規定する利用停止請求をいう。以下同じ。）に係る不作為に係る審査請求について適用し、施行日前にされた開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は施行日前にされた開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。
- 3 改正後の規則第23条の規定は、施行日以後にされた開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は施行日以後にされた開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求について適用し、施行日前にされた開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は施行日前にされた開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。